

令和7年長審第11号

裁 決

モーター ボート A 乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年8月13日04時35分

熊本県永浦島北岸

2 船舶の要目

船種船名 モーター ボート A

総トン数 3.2トン

登録長 7.81メートル

機関の種類 電気点火機関

## 出 力 220キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾部に船外機2機を備えたF R P製プレジャーモーターボートで、船体中央部に操舵室を設け、同室前部にレーダー、魚群探知機兼用のG P Sプロッター、舵輪、機関遠隔操縦レバー等を装備し、舵輪後方に操縦席並びに同席左舷側に椅子及びテーブルをそれぞれ設置し、a受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年8月13日04時10分熊本県大矢野島東岸に所在のマリーナを発し、同島南岸及び永浦島北岸間に架けられた大矢野橋下方水域を経由する予定で同県天草下島北方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、夜間、大矢野島東岸に所在のマリーナから大矢野橋下方水域を経由して天草下島北方沖合の釣り場に至る経路の航行経験を多数回有しており、同橋下方付近水域の水路事情を承知していた。

a受審人は、椅子に同乗者を待機させるなか、レーダーをヘッドアップ表示の0.75海里レンジで、G P Sプロッターをノースアップ表示の0.05海里レンジでそれぞれ作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、同プロッターに記録させた過去の緑色の航跡をたどりながら大矢野島東岸に沿って航行した。

a受審人は、大矢野橋東方水域に至り、04時33分半僅か前天草大矢野橋橋梁灯（C1灯）（以下「大矢野橋橋梁灯」という。）から080度（真方位、以下同じ。）470メートルの地点で、大矢野橋下方水域に向けて針路を260度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、大矢野橋下方水域を通過すれば同橋西方水域に顕著な目標物がないことを把握していたので、大矢野橋との距離を目測しながら同橋西方水域に設定した予定転針地点を見定めることとし、大矢野橋下方水域を通過して同橋西方水域を繞航した。

a 受審人は、04時34分半僅か過ぎ予定転針地点となる大矢野橋橋梁灯から260度80メートルの地点に達したとき、永浦島北岸まで160メートルのところとなり、その後同島北岸に向首接近する状況であったが、視線を後方に向けて操舵室後部出入口扉越しからの大矢野橋までの距離が近いように見えていたことから、予定転針地点には到達していないものと思い、G P S プロッターを継続して活用するなど、船位の確認を十分に行わなかったので、この状況に気付かなかつた。

こうして、a 受審人は、予定転針地点を通り過ぎたまま、永浦島北岸に向首進行し、転針しようと視線を前方に戻したところ、04時35分大矢野橋橋梁灯から260度240メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同島北岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う擦過傷等を生じたが、後に修理され、a 受審人が頭部打撲挫創等を、同乗者が右足関節捻挫をそれぞれ負った。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、天草下島北方沖合の釣り場に向けて大矢野橋東方水域を航行中、同橋下方水域を通過して転針する際、船位の確認が不十分で、永浦島北岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、天草下島北方沖合の釣り場に向けて大矢野橋東方水域を航行中、同橋下方水域を通過して転針する場合、予定転針地点を通り過ぎることのないよう、G P S プロッターを継続して活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、視線を後方に向けて操舵室後部出入口扉越しからの大矢野橋までの距離が近いように見えていたことから、予定転針地点には到達していないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、永浦島北岸に向首接近する状況に気付かず進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせ、自身が負傷し、同乗者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 12 月 23 日

長崎地方海難審判所

審 判 官 永 木 俊 文